

通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）

重要事項説明

1. 当事業者が提供するサービスについての相談窓口

電話： 048（551）1115

担当： 支援相談員

※ ご不明な点は、何でもお尋ね下さい。

2. 老人保健施設 はなみずきの概要

<事業者名> 医療法人社団 優慈会

介護老人保健施設 はなみずき

通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）事業者

<所在地> 埼玉県深谷市柏合1041-1

<介護保険指定番号> 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）
（埼玉県 1154680013号）

3. 利用料金

(1) 基本料金

・ 施設利用料（通所リハビリテーション） 割合証が1割の方

※端数の処理上介護保険法で定められた1日の自己負担分に関して若干の誤差が生じます。

| | 1日の自己負担分 7時間以上8時間未満 | 1日の自己負担分 3時間以上4時間未満 |
|---------|------------------------|------------------------|
| 要 介 護 1 | 775円 | 494円 |
| 要 介 護 2 | 919円 | 575円 |
| 要 介 護 3 | 1,064円 | 654円 |
| 要 介 護 4 | 1,236円 | 756円 |
| 要 介 護 5 | 1,403円 | 857円 |

※料金については、介護保険法に則り1時間単位での算定を行っております。

リハビリテーションマネジメント加算(ロ)・・・603円/月（6か月以内）

・・・278円/月（6か月超え）

※医師が利用者またはその家族に対して説明をし同意を得た場合上記に加え275円/月

短期集中個別リハビリテーション実施加算・・・112円/回※1

入浴介助加算Ⅱ・・・・・・・・・・・・・・・・・・61円/回

口腔機能向上加算Ⅱ・・・・・・・・・・・・・・・・・・163円/日（月2回まで）

- 重度療養管理加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 102円/日
- 中重度者ケア体制加算・・・・・・・・・・・・・・・・ 21円/日
- リハビリテーション提供体制加算・・・・・・・・・・ 29円/日（7時間以上）
・・・・・・・・・・・・・・・・ 13円/日（3時間以上4時間未満）
- サービス提供体制加算Ⅲ・・・・・・・・・・・・・・・・ 7円/
- 送迎減算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ▲47/回（片道）
- 科学的介護推進体制加算・・・・・・・・・・・・・・・・ 41円/月
- 若年性認知症利用者加算・・・・・・・・・・・・・・ 61円/日
- 退院時共同指導加算・・・・・・・・・・・・・・ 611円/回
- 理学療法士等体制強化加算・・・・・・・・・・・・ 31円/日
- 介護職員処遇改善加算Ⅱ・・・・・・・・・・・・一ヶ月の所定単位×83/1000

※1・・・退院、退所、新規介護認定後3ヶ月以内の者

・ 施設利用料（介護予防通所リハビリテーション）

| | 1月当たりの自己負担 | サービス提供体制加算Ⅲ |
|---------|------------|-------------|
| 要 支 援 1 | 2,307円 | 25円 |
| 要 支 援 2 | 4,300円 | 49円 |

- 科学的介護推進体制加算・・・・・・・・・・・・・・・・ 41円/月
- 介護職員処遇改善加算Ⅱ・・・・・・・・・・・・算定した単位数の83/1000

(2) その他（共通項目）

- ・食 費 700円/食
- ・日常生活費 200円/日
- ・教養娯楽費 150円/日
- ・おやつ代 150円/食
- ・行事食代 実費
- ・事務所発行文書代 5,500円/円
- ・領収書再発行代 220円/枚

※ 日常生活費は、タオル・おしぼり・ティッシュペーパー・綿棒・入浴用品等

※ 教養娯楽費は、折り紙・風船・書道用品・印画紙・電池・遊具・行事費用等

| 予防接種費 | 実費 |
|-------|----------------|
| 紙オムツ費 | 指定のオムツ等はありません。 |

(3) キャンセル料

利用開始前にお客様の都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

| | 通所リハビリテーション | 介護予防通所リハビリテーション |
|---------------------------|-------------|----------------------|
| ①利用日の午前8時30分までにご連絡いただいた場合 | 無 料 | 無料 |
| ②利用日の午前8時30分までにご連絡がなかった場合 | 2,000円 | 食事提供予定者 食費代(700円) |

※ 介護予防通所リハビリテーションには、利用料金としてのキャンセル料金は発生しません。が、昼食を提供させていただき予定の方に関して食費代のみ頂いております。昼食を提供しない方に関してキャンセル料金は発生しません。

(4) 支払方法

毎月、月初に前月分の請求をいたしますので25日までにお支払い下さい。

4 相談、要望、苦情等の窓口

介護老人保健施設に関する相談、要望、苦情等はサービス提供責任者か下記窓口までお申し出下さい。

| |
|--|
| ☆ サービス相談窓口 ☆ 担当 支援相談員 電話番号：048(551)1115 受付時間 月～金 午前10:00～午後17:00 |
|--|

上記以外の方法では、受付窓口に投書箱を用意してありますので、ご利用下さい。当事業所以外に、市町村の相談・苦情窓口、埼玉県国民健康保険団体連合会等に苦情を伝えることができます。

深谷市役所 電話 048(571)1211

埼玉県国民健康保険団体連合会 電話 048(824)2568

5 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるように、(介護予防短期入所療養介護)や通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)といったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

- ①当施設では、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション計画に基づいて、理学療法、作業療法及びその他必要なりハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が一日でも長く居宅での生活を維持できるよう在宅ケアの支援に努める。
- ②当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。
- ③当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において総合的なサービス提供を受けることができるよう努める。
- ④当施設では、明るく家庭的雰囲気重視し、利用者に対して思いやり豊かな看護・介護に努めるよう、心の通うサービス提供に努める。
- ⑤サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。

6 非常災害対策

- ・ 防災設備 スプリンクラー、消火器、室内消火栓、避難階段、自動火災報知器他
- ・ 防災訓練 年2回以上（内1回は夜間想定とする）

7 施設の職員体制

| | 常勤 | 非常勤 | 備考 |
|----------|----|-----|-------|
| 医師 | 1 | | |
| 看護職員 | 1 | | |
| 薬剤師 | | | |
| 介護職員 | 7 | 3 | 1(兼務) |
| 支援相談員 | | | 1(兼務) |
| 理学療法士 | 1 | | 2(兼務) |
| 作業療法士 | | | 1(兼務) |
| 言語聴覚士 | | | 1(兼務) |
| 音楽療法士 | | | |
| 管理栄養士 | 1 | | |
| 栄養士 | | | |
| 介護支援専門員 | | | |
| 事務職員 | | | |
| その他(運転手) | | 3 | |

8 緊急時の連絡先

緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

9 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）についての概要

通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）については、要介護者（介護予防通所リハビリテーションにあつては要支援者）の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅サービス（介護予防サービス）計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話をを行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画が作成されますが、その際、利用者・扶養者（ご家族）の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

10 通常の事業の実施地域

深谷市

個人情報の利用目的

(令和7年4月1日現在)

介護老人保健施設はなみずきでは、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

[介護老人保健施設内部での利用目的]

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

[他の事業者等への情報提供を伴う利用目的]

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

[当施設の内部での利用に係る利用目的]

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究

[他の事業者等への情報提供に係る利用目的]

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供